

## 三芳町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三芳町児童館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで」を「別表のとおり」に改める。

第9条中「休館日は、次のとおりとする。」を「休館日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から同月4日及び12月28日から同日31日までの日並びに次の各号に掲げる児童館の区分に応じた曜日とする。」に改め、同条第1号中「日曜日及び月曜日」を「三芳町立藤久保児童館 月曜日」に改め、同条第2号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び同法第3条第3項に規定する休日並びに日曜日が祝日である場合における火曜日」を「三芳町立北永井児童館 日曜日及び月曜日」に改め、同条第3号中「1月2日、3日及び12月29日から同月31日まで」を「三芳町立竹間沢児童館 日曜日及び月曜日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

### 別表（第8条関係）

名称	開館時間
藤久保児童館	午前10時から午後7時まで
北永井児童館	午前10時から午後5時まで
竹間沢児童館	午前10時から午後5時まで

### 附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。